

【別紙】 融資関連条例等の一部改正及び廃止の概略・その他関連事項

融資関連条例等の一部改正及び廃止の概略 ((1)～(3))

(1) ベンチャービジネス等支援資金（自己資金要件の撤廃） ※令和 3 年 9 月 29 日適用開始

個人の創業者（これから新たに事業を開始する者）の場合、1,000 万円を超える融資の申請について、1,000 万円を超える額は自己資金（＝融資額－1,000 万円）を必要としていましたが、**融資額にかかわらず自己資金を不要に変更しました。**

なお、融資限度額は、従来どおり 2,000 万円では変更はありません（個人で「市外居住」または「市内の居住期間が 1 年未満」の場合は、融資限度額 1,000 万円）。

(2) ベンチャービジネス等支援資金（利子補給率の一部引き上げ） ※令和 3 年 9 月 29 日適用開始

融資期間が「1 年以内」「1 年超～3 年以内」の通常の利子補給率を引き上げました。

融資期間※1	変更前		変更後	
	利率	利子補給率※2	利率	利子補給率
1 年以内	1.5%	1.3% (1.5%)	1.5%	1.5%
1 年超～3 年以内	1.9%	1.7% (1.9%)	1.9%	1.9%

※1)融資期間「3 年超～7 年以内」は、従来どおり 1.9%の利子補給率で変更無

※2)市川市特定創業支援等事業計画に基づく支援を受け、市長から証明を受けた者等に対する上記の表中の変更前の（ ）内の優遇利子補給率は廃止

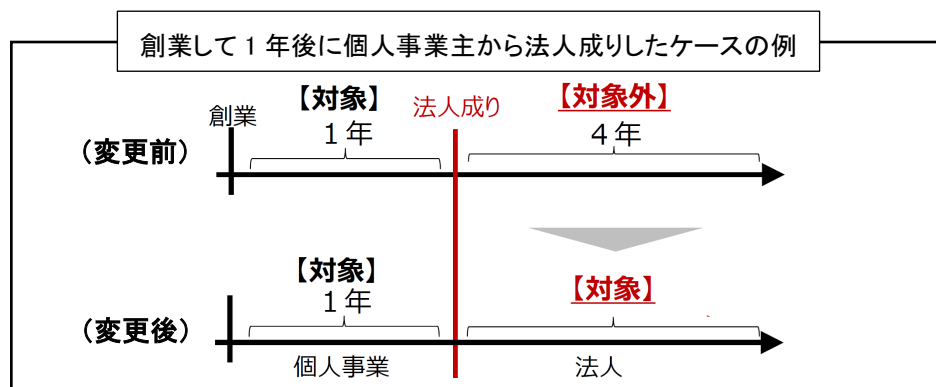
(3) 独立支援資金（取扱い廃止） ※令和 3 年 9 月 29 日適用開始

独立支援資金は融資額にかかわらず自己資金を要件としていないが、ベンチャービジネス等支援資金が上記の(1)のとおり自己資金要件を撤廃したことに伴い、両資金の差異が無くなったことから、**独立支援資金を廃止としました。**

その他関連事項 ((4)～(7))

(4) ベンチャービジネス等支援資金（法人成りを対象に変更） ※令和 3 年 8 月 2 日適用開始

個人事業主が事業開始後 5 年未満に法人成りした場合、ベンチャービジネス等支援資金の【対象外】から【対象】に変更されました。



注) 融資を申請しようとする法人の代表者が他の異なる法人で代表権を有する役員に就いている場合等は対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

(5) 「創業・再挑戦計画書」の作成・提出

ベンチャービジネス等支援資金を利用する場合、「創業・再挑戦計画書」（千葉県信用保証協会様式）を作成の上、提出が必要となります。

なお、同様式は千葉県信用保証協会の公式 Web 上から、ダウンロードが可能です。

(6) 信用保証料の補助（ベンチャービジネス等支援資金限定）

ベンチャービジネス等支援資金に関しては、信用保証料を一括で支払われる方に対し、本市が信用保証料補助金を交付するものです（補助上限額：247,500 円）。

また、補助金の交付対象は、令和 4 年 3 月 31 日までに融資を実行するものが対象になりますのでご注意ください。

補助金の申請は、融資を受けた事業者と本市との間で申請から補助金までの交付手続きを進めますので、利子補給金の交付手続きのように事業者から取扱金融機関への委任手続きはありません。

なお、当補助金の注意事項は次のとおりです。

- ① 令和 4 年 3 月 31 日までに融資が実行されたものが対象となり、また、同一の補助対象者に対する補助金の交付は融資案件ごとに行い、通算で 3 回が限度となります。
- ② ベンチャービジネス等支援資金の融資期間中の条件変更に伴い、追加で生じる信用保証料は補助対象外となります。
- ③ ベンチャービジネス等支援資金の利用者が繰り上げ完済等を行い、信用保証料の実質的な負担額が補助金交付額を下回る場合、補助金返還の必要が生じます。

(7) 申請者が個人事業主で市外に居住し、事業所が市川市内の場合

市内で事業を営む市外居住の個人事業主の場合、地方税法第 294 条第 1 項第 2 号の定めに基づく市町村民税を市川市に納めていることが必要になりますので、融資申請予定者に同条件の該当が見決まる場合、予め本市にお問い合わせ願います。

また、市川市中小企業融資制度のベンチャービジネス等支援資金以外の資金についても、同要件は適用されますので、ご注意ください。

以上

◎本件に関するお問い合わせ先 市川市 経済部 商工振興課（融資担当） 〒272-0021 市川市八幡 3-3-2-408 TEL：047-712-8779 FAX：047-712-8781
--